

平成19年12月3日
海上保安庁

問い合わせ先

総務部政務課長補佐 羽山（内線 2103）

03-3591-6361 （代表）

03-3580-2083 （夜間直通）

年末年始特別警戒及び航路標識の一斉点検の実施について

海上保安庁は、国土交通省が実施する年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせて、平成19年12月10日から平成20年1月10日までの間、年末年始特別警戒及び航路標識の一斉点検を実施します。

1. 年末年始特別警戒

海上保安庁では、旅客船、カーフェリー、遊漁船等の乗客を輸送する船舶を重点対象として、これら船舶及びその関係者に対して、不審情報、事件・事故発生時の通報、不審物・不審者への警戒、安全運航の徹底、救命設備の保守点検、遭難警報の誤発射防止等を指導するとともに、船内における暴力、窃盗等の犯罪の防止及びテロに対する警戒を実施します。特に平成19年12月21日から平成20年1月7日までを重点期間とし、旅客船・カーフェリーを対象とした警乗及び旅客ターミナルの警戒を行うなど、重点的に指導・警戒を実施します。

2. 航路標識の一斉点検

海上保安庁が管理する航路標識について、航路標識各々に定められた性質等の確認や電源等の予備システムの確認等の一斉点検を実施します。

また、海上保安庁以外の者が管理する航路標識についても、点検を行うよう管理者を指導します。

なお、年末年始特別警戒及び航路標識の一斉点検にあわせ、出動式を予定している海上保安部等があります。

実施日時等の詳細については、各管区海上保安本部にお問い合わせ下さい。

添付資料 年末年始特別警戒及び航路標識の一斉点検について

年末年始特別警戒及び航路標識の一斉点検について

第1 年末年始特別警戒について

1 実施期間

平成19年12月10日(月)から平成20年1月10日(木)まで
(平成19年12月21日(金)から平成20年1月7日(月)までの期間は重点期間とする。)

2 重点対象

- (1) 旅客船
- (2) カーフェリー
- (3) 遊漁船
- (4) 海上タクシー等

3 重点指導・警戒事項

(1) 指導事項

- ア 不審情報、事件・事故発生時における当庁への通報体制の確保の徹底
- イ 不審物・不審者への警戒の徹底
- ウ 安全運航の徹底
- エ 救命設備の保守点検の徹底
- オ 遭難警報の誤発射防止の徹底

(2) 警戒事項

- ア 船内における暴力、窃盗等の犯罪の防止
- イ 旅客船及びカーフェリーを対象としたテロ警戒

第2 航路標識の一斉点検について

1 実施期間

平成19年12月10日(月)から平成20年1月10日(木)まで

2 対象航路標識

海上保安庁が管理する航路標識

3 点検事項

- (1) 航路標識各々に定められた性質等の確認
- (2) 航路標識の監視体制及び自然災害・事故発生時の応急体制の徹底
- (3) 機器、電源等の予備システムの確認

4 その他

海上保安庁以外の者が管理する航路標識についても、この期間に上記に準じた点検を行うよう管理者を指導する。